

委託契約約款 共通付加条項
(土木系建設コンサルタント業務)

(前金払)

第 32 条 乙は、頭書の表第 1 項に定める前払金の支払を請求しようとするときは、公共工事の前払金に関する規則（昭和 28 年 6 月神戸市規則第 52 号）第 3 条の規定により、申請書を甲に提出するとともに、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社(次条において「保証事業会社」という。)と同法第 2 条第 5 項に規定する保証契約（次条及び第 35 条において「保証契約」という。）を締結し、かつ、当該保証契約証書を甲に寄託しなければならない。

2 甲は、第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。

3 乙は、委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の委託料の 100 分の 30 から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 乙は、委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の委託料の 100 分の 30 を超えるときは、乙は、委託料が減額された日から 14 日以内に、その超過額を返還しなければならない。

(前金払に係る保証契約の変更)

第 33 条 乙は、前条第 3 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証契約証書を甲に寄託しなければならない。

2 乙は、委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証契約証書を直ちに甲に寄託しなければならない。

3 乙は、前払金額の変更を伴わない委託期間等の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第 34 条 前払金は、この業務の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料（委託業務が設計業務のみである場合は対象外とする。）、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費（委託業務が設計業務のみである場合は対象外とする。）、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費の支払に充当できるものとする。

2 乙は、前払金を、前項の規定により充当できるもの以外の支払に充当してはならない。
(前払金の返還)

第 35 条 甲は、保証契約が解約されたとき、前払金の全部又は一部の返還を、乙に対し、
請求することができる。